

## 第 2 章 みどりの現状と課題

1 現状

16  
ページ

2 課題

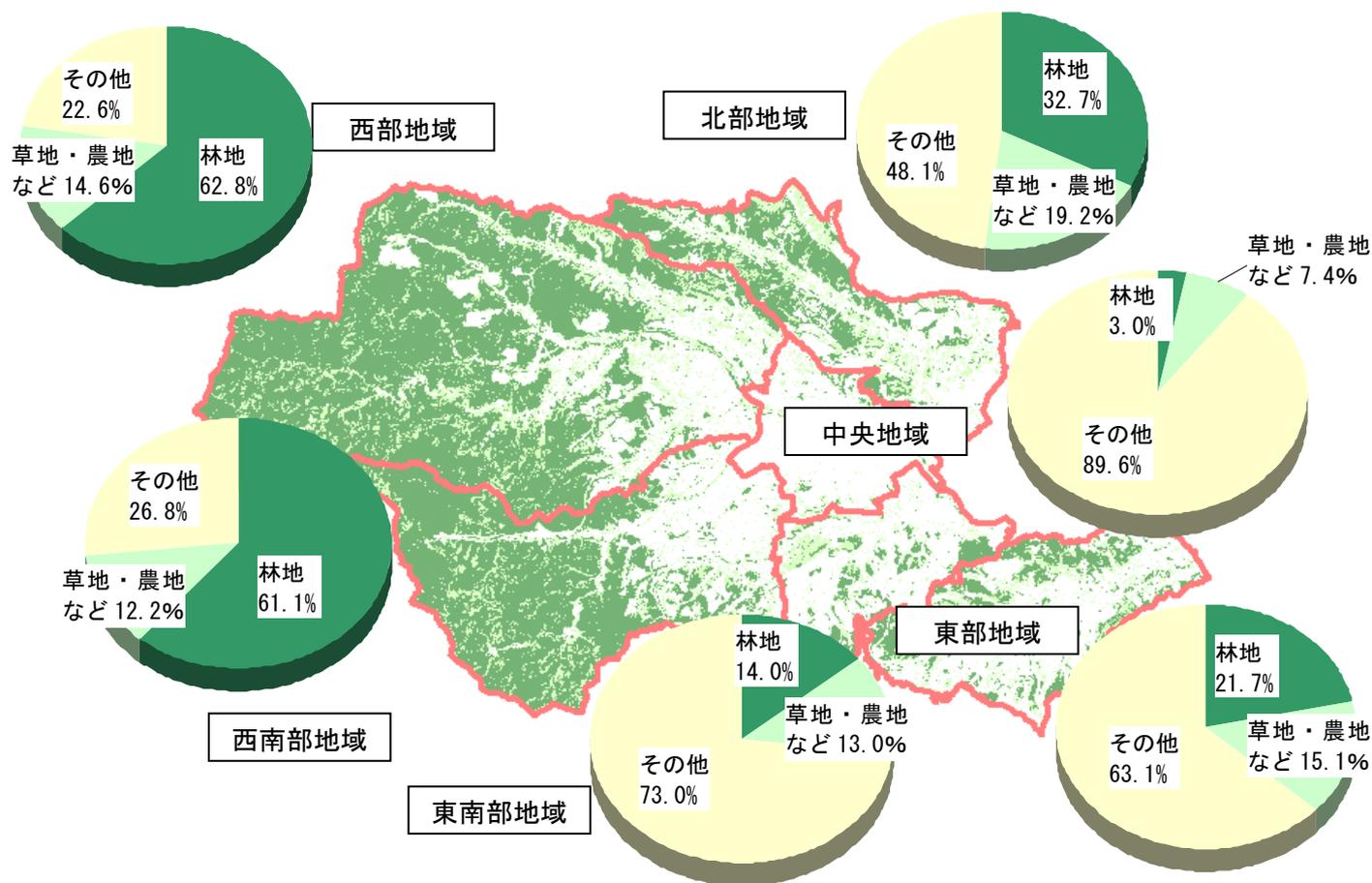
23  
ページ

# 1 現状

## (1) 緑被の現状

八王子市の緑被面積は約 11,373ha であり、緑被率<sup>7</sup>は市の面積（18,631ha）の 61.0%を占めています。

内訳は、林地が 47.0%と最も多く、次いで草地・農地などが 14.0%を占めています。



注1) 緑被面積は、衛星写真（独立行政法人宇宙航空研究開発機構）を用いて判定しています。ここでは、緑地を林地、草地・農地などの2つに分け集計しています。その他には、鉄道、道路、工場、住宅、学校などが含まれます。

注2) 端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

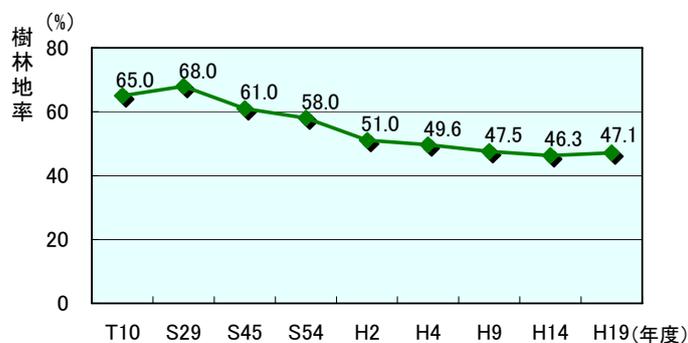
（資料：2007年5月撮影 ALOS衛星画像 独立行政法人宇宙航空研究開発機構）

図2-1 市内の緑被の状況（平成19年5月）

<sup>7</sup> 緑被率：ある区域における緑地（被）面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑地には、林地、草地・農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園の緑、街路樹が含まれます。

## (2) 樹林地率<sup>8</sup>の現状

昭和45(1970)年に61%を占めていた樹林地率は、減少傾向を示しており、平成19(2007)年には、47.1%になりました。



注) 平成19(2007)年に樹林地率が增加しているのは、平成14(2002)年には、造成中であったニュータウンや長池公園内の樹林地が含まれていなかったことが要因です。

図2-2 樹林地率の変遷

## (3) 公園の配置

市内には946箇所の都市公園<sup>9</sup>などが存在します。

都市公園はその規模と役割によって、誘致距離が定められており、気軽にいける公園として街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1kmとなっています。

この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。平成20年度現在の充足率は、81.2%です。



(資料: 国土数値情報、公園・緑地等に関する調書)

図2-3 都市公園などの誘致圏と市街化区域

<sup>8</sup> 樹林地率: 森林や公園の樹林地部分など土地利用上で樹林地として区分されている区域の割合のことです。

<sup>9</sup> 都市公園: 都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、国が整備した国営公園の他、緩衝緑地、緑道、墓園など様々な種類の公園の総称です。

八王子市内の一人あたりの公園・広場の面積は、12.81 m<sup>2</sup>となっています。

表 2 - 1 地域別公園広場面積

区分	面積 (m <sup>2</sup> )	(H21. 3. 31現在) 人口 (人)	1人あたり面積 (m <sup>2</sup> )
中央地域	352,064	117,932	2.99
北部地域	1,016,467	46,493	21.86
西部地域	546,113	99,445	5.49
西南部地域	1,451,902	101,047	14.37
東南部地域	1,301,173	77,444	16.80
東部地域	2,348,203	105,341	22.29
合計	7,015,922	547,702	12.81

(資料:公園・緑地等に関する調書)

#### (4) 農地の現状

市内には918ha(市域の約5%)の農地が存在していますが、年々減少傾向にあります。



(資料:多摩の農業統計)

図 2 - 4 農地面積の推移

## (5) みどりを保全するための取り組みの現状

### ① 緑地保護地区の指定

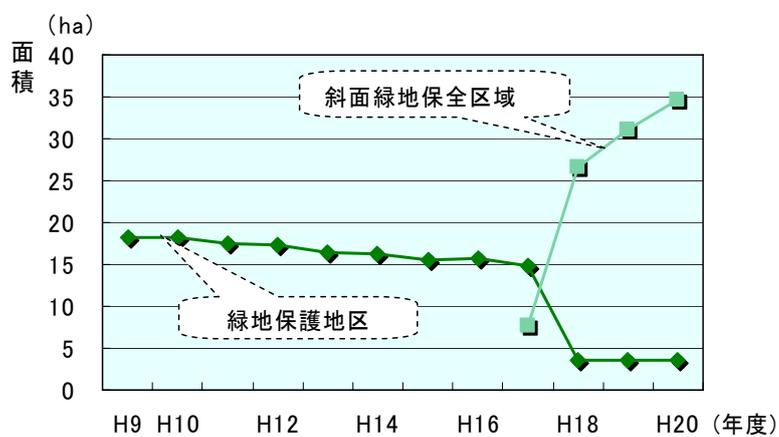


図 2-5 緑地保護地区・斜面緑地保全区域の面積推移

「八王子市緑化条例」に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、緑地保護地区として指定することで民有の緑地の保全を図るものです。維持管理経費の一部を支援し、適正な管理を行うとともに、伐採などの行為については、届け出を義務付けています。平成9年度には9箇所18haでしたが、平成17年度に斜面緑地保全区域の制度を施行し、平成18年度にその多くを移行したため、平成21年3月31日現在で4箇所、面積3.6haとなっています。

### ② 斜面緑地保全区域の指定

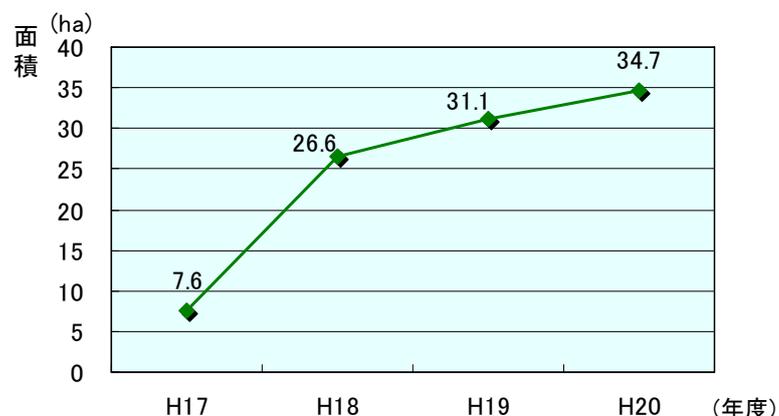


図 2-6 斜面緑地保全区域の面積推移

市街地周辺において、緑地保護地区のみどりは一定の役割を担ってきまましたが、斜面に残るみどりの宅地化などによる減少は年々進行しています。そのため、残り少なくなっている斜面地のみどりを保全する新たなしくみとして、平成17年度に「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を施行しました。

この条例に基づき、平成18年度に緑地保護地区の一部を斜面緑地保全区域に移行するなど指定を重ね、平成21年3月31日現在の指定は、35箇所、面積34.7haとなっています。

### ③東京都緑地保全地域の指定

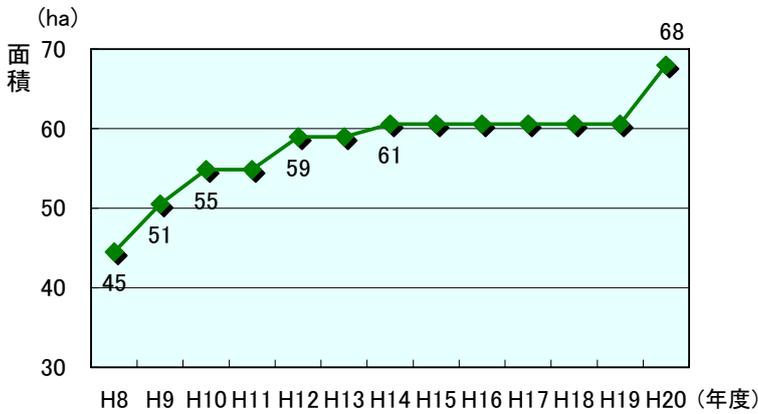


図2-7 八王子市内の東京都緑地保全地域の面積推移

東京都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、森林、水辺地などが単体または一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を緑地保全地域に指定し、都民の大切な財産として未永く残していこうとしています。

平成21年3月31日現在の指定地域は、12箇所、面積68.1haとなっています（里山保全地域を含む）。

### ④緑地の公有化

緑地の公有化によって、貴重な市街地のみどりを恒久的に保全します。平成16年度～平成20年度までの5年間に公有化された緑地の合計は17.8haとなっています。

### ⑤生産緑地地区の指定

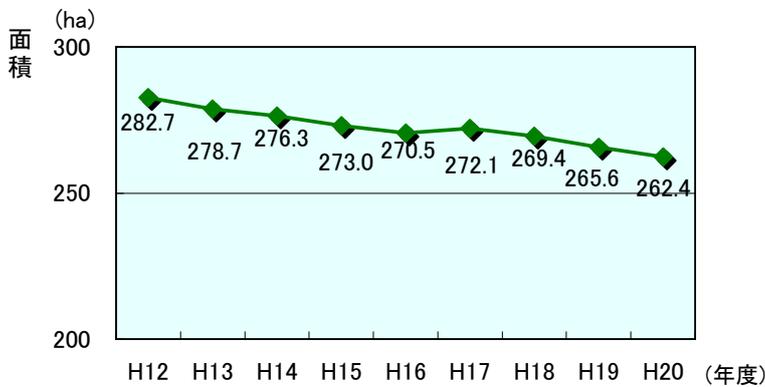


図2-8 生産緑地地区の面積推移

生産緑地地区の面積は少しずつ減少していますが、平成17年度から追加指定を行い、市街化区域内農地の保全を図っています。

### ⑥森林再生事業

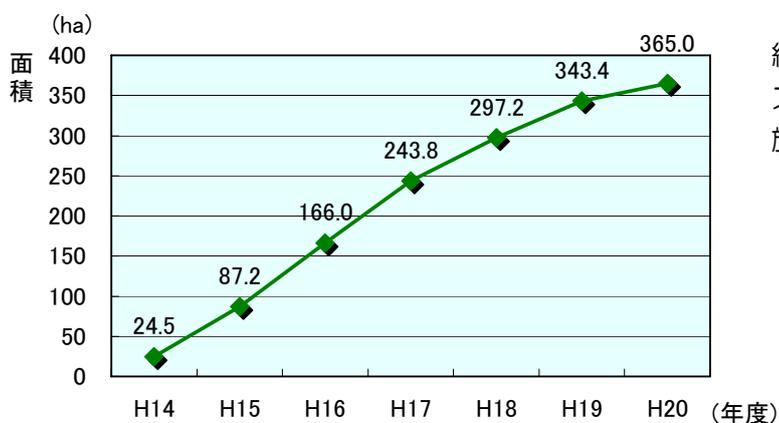


図2-9 八王子市内の間伐実施面積推移

東京都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐などを実施しています。

### ⑦みどりの保全基金

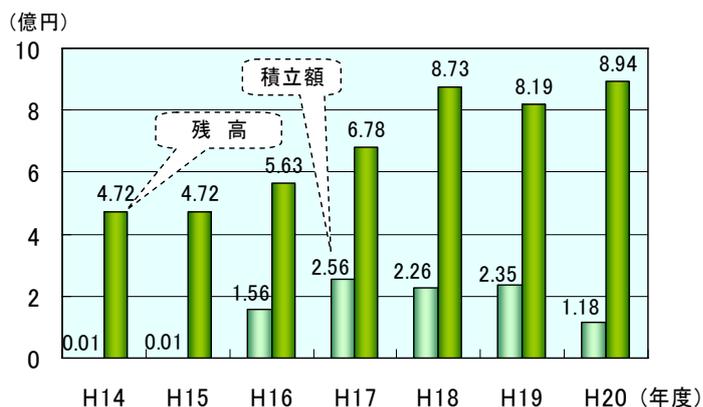


図2-10 みどりの保全基金の積立額・残高の推移

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と、中心市街地などの緑化を推進するための基金です。平成20年度の基金積立額は1.18億円、平成20年度末の残高は8.94億円です。

### ⑧公園アドプト制度

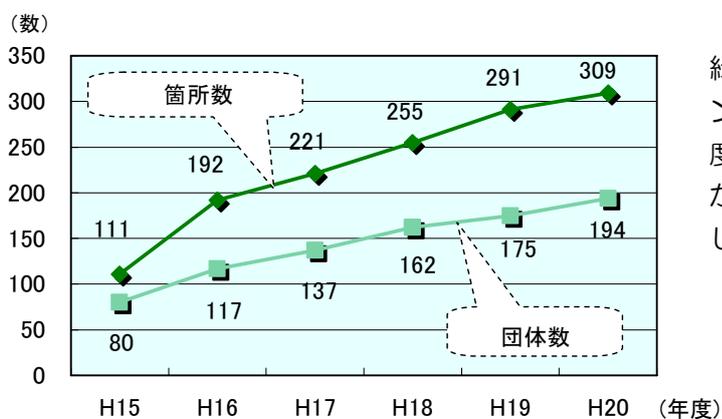


図2-11 公園アドプト制度の登録団体数及び箇所数の推移

公園アドプト制度は、身近な公園や緑地の清掃や除草などを市民にボランティア活動として行ってもらう制度です。平成20年度には、194団体が309箇所の公園や広場などで活動しています。

### ⑨特別緑地保全地区<sup>10</sup>の指定

都市緑地法に基づき、都市において良好な自然環境を形成している緑地を保全する制度であり、八王子市では、平成19年に七国・相原特別緑地保全地区（八王子市と町田市にまたがる樹林地で、八王子市分 約11.7ha）を指定しています。

現存する自然環境を保全していくため、散策路での支障枝の剪定など、必要最低限の剪定や下草刈りなどの維持管理を行います。

### ⑩風致地区の指定

都市の樹林地、水辺地などで構成された良好な風致（自然的景観）を維持するため、都市計画法により定められる地区です。

風致地区内では、都市の風致を維持するために、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となります。

八王子市では、昭和5年に多摩陵風致地区（第2種風致地区36.1ha）を指定しています。

<sup>10</sup> 特別緑地保全地区：都市において良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域のことです。



## 2 課題

八王子市では、みどりを保全するためにさまざまな施策に取り組んでいますが、前述の現状から、以下のように主要な課題を整理しました。

### (1) みどりの保全と創出

豊かなみどりは、市民生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、野生生物の生息地・生育地や災害の防止、都市景観の構成要素となるなど、さまざまな面で貢献します。

しかしながら、本市のみどりは市街地開発の進展などにより減少が進んでいるほか、森林や農地の管理が十分に行き届かないことで荒廃が進んでいます。そのため、市内の開発との調和を図りつつ、適正な配置方針に基づき、みどりの保全と創出が必要となっています。

### (2) 公園の充足率の向上

市内の公園の充足率は81.2%となっており、不足している地域もあります。このことから、既存の公園の機能を維持することと、公園の充足率の向上のため、東京都と区市町が合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成18年3月）と整合を図った都市計画公園・緑地の計画的な整備など、新たな公園の設置について検討する必要があります。

### (3) みどりの保全・創出のために行動するしくみづくり

みどりの価値に着目し、生物多様性の観点からも、貴重なみどりの保全を図っていく必要があります。また、中心市街地における緑化の推進や身近なみどりの保全を図るためには、市民や事業者とともに、行動するしくみづくりが必要です。

### (4) みどりの施策の着実な進行管理

計画に定めた目標や施策について、実施状況を管理することが必要です。進行管理の結果は、市民や事業者に広く公表することが必要です。

(空自ハコ)